

意見書

令和3年9月14日

郵政民営化委員会事務局 御中

株式会社かんぽ生命保険の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案に対する意見募集について、以下のとおり意見を提出します。

別紙に記載。

「かんぽ生命保険の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案に対する意見募集」に対する意見

一般社団法人全国銀行協会

改正郵政民営化法では、かんぽ生命およびゆうちょ銀行は、日本郵政による株式保有割合が 50%以下となった場合に新規業務規制が認可制から届出制に移行するとされている。今回の郵政民営化委員会の調査審議および意見募集は、かんぽ生命の新規業務に係る届出制の運用を対象としたものであり、ゆうちょ銀行の新規業務規制が届出制に移行した場合の運用に関しては、改めて調査審議と意見募集が行われるものと理解している。

一方、改正郵政民営化法および同法の附帯決議（以下「附帯決議」という。）では、かんぽ生命およびゆうちょ銀行の新規業務に係る届出制の運用について、下記のとおり共通の要請がなされている。

- ・ 改正郵政民営化法においては、ゆうちょ銀行およびかんぽ生命の両社に対して、それぞれ届出制へ移行した際、他の金融機関等との間の適正な競争関係および利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮することが求められている
- ・ 附帯決議においては、郵政民営化委員会に対して、必要に応じ利用者代表および関係する業界団体が意見を述べる機会を確保するなど、公平・中立な機関として運営すること等が求められている

したがって、当協会としては、ゆうちょ銀行の新規業務規制が届出制に移行する場合も見据え、今回の調査審議において、改正郵政民営化法および附帯決議の趣旨や私どものこれまでの主張を踏まえた検討が行われるよう、以下のとおり意見を提出する。

私どもはこれまで、間接的な政府出資が残るゆうちょ銀行が新規業務に参入するに当たっては、まずは完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが最低限必要であり、そのうえで、個別業務ごとの新規参入の是非については、公正な競争条件の確保、利用者保護等の観点を総合的に検討し、その可否を判断する必要があると主張してきた。

しかしながら、かんぽ生命、ゆうちょ銀行ともに、民間金融機関との間での公正な競争条件の確保の方法を含め、完全民営化への具体的な道筋は依然として示されていない。

また、仮に、届出制の下で新規業務に参入する場合にも、前述の公正な競争条件の確保や利用者保護等の観点を踏まえた検討が必要であり、その前提として、既存業務も含めて、顧客本位の業務運営やコンプライアンス管理が徹底されるための十分な体制整備を行うことが不可欠である。

そのうえで、「株式会社かんぽ生命保険の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案」（以下「方針案」という。）を踏まえた具体的な運用の検討に当たっては、以下の点を配慮いただきたい。

方針案は、新規業務の届出があった場合、郵政民営化委員会が「調査審議」、「外部からの意見聴取」、「意見の作成・公表」について、その実施要否を判断することとしている。

実施要否の判断に当たっては、改正郵政民営化法がかんぽ生命に対し、届出制に移行した際、他の金融機関等との間の適正な競争関係および利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮することを求めている趣旨を十分踏まえることが必要である。

実施要否の判断理由については、附帯決議が郵政民営化委員会に対して公平・中立な機関として運営することを要請している趣旨を踏まえ、仮に実施不要と判断した場合も含め、個々の案件ごとに公表すべきである。

加えて、「外部からの意見聴取」については、適正な競争関係に与える影響を判断するうえでは当事者の受け止めが何より重要であることから、可能な限り他の金融機関等が意見を述べる機会を確保していただきたい。

また、郵政民営化委員会は、新規業務の届出時における「調査審議」等の実施に留まらず、業務開始後においても改正郵政民営化法がかんぽ生命に求める配慮義務の遵守状況を確認とモニタリングし、他の金融機関等から求めがある場合も含め、必要に応じて改めて「意見の作成・公表」等を実施すべきである。

以上を踏まえ、郵政民営化委員会において適切な判断が下されることを希望する。

以 上